

損害賠償請求訴訟参加必要書類チェックリスト

- ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会の損害賠償請求訴訟に参加される方は、下記書類をご用意いただき、被害者の会事務局宛にお送りください。
- このチェックリストもプリントアウトし、下記書類に同封してお送りください。

ふりがな

お名前

* 原告本人のお名前

発送日 2015 (平成 27) 年 _____ 月 _____ 日

↓下記ボックス□にチェックを入れてください。

- 委任契約書 1通 (被害者1名につき1枚)
(被害者の会ウェブサイトよりプリントアウト・記入・押印済みのもの)
- 訴訟委任状 1通 (被害者1名につき1枚)
- 控訴委任状 1通 (被害者1名につき1枚)
- 上告委任状 1通 (被害者1名につき1枚)
(いずれも被害者の会ウェブサイトよりプリントアウト・記入・押印済みのもの)
- 身分証明書コピー 1通
 - * 原告として訴訟に参加されるご本人のもの(原告が未成年者の場合はその親権者の分も)
(現住所、お名前、生年月日が確認できるもの。運転免許証、健康保険証、住基カード等)
- ベネッセからの「お客様情報漏えいに関するご報告およびお詫びの品のご案内」手紙写し 1通
(送付宛先住所、お名前、「対象者」名が記載されているもの)
 - * ベネッセからの案内を紛失・処分された方は、ベネッセからの案内郵便物が届いたご住所とお名前をお知らせください(書式自由、メモ等)。
- 戸籍謄本原本 1通
(被害者が未成年の場合・・・親子関係がわかるように世帯全員の記載があるもの。ご家族で一通で結構です。)
(ベネッセ登録時と現在とで姓名に変更が生じた方も戸籍謄本をご提出ください。)
- ベネッセからのお詫びの金券を 受領した / 申請中 種別・金額 (_____ 円分)
受領しない
(↑いずれかに丸をし、ご記入ください。*例 (図書カード 500円分))
- 住民票もしくは戸籍の附票
 - * ベネッセ登録住所と現住所が異なる方は、両方の住所の繋がりがわかる住民票原本をご提出ください(住民票記載の前住所ではベネッセ登録住所の確認ができない場合は戸籍の附票原本をお願いします。)
外国籍の方ご本人が原告となる場合は、住民票をご提出ください。

【送付先】

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-19 梅村・明照ビル3階

松尾千代田法律事務所内

ベネッセ個人情報漏洩事件 被害者の会事務局 宛

- 郵便紛失事故防止のため特定記録郵便でご郵送ください。書類に不備のある方にはメールにて個別にご連絡しますが、特に不備のない方には事務局よりご連絡しません。到着は発送時の追跡番号でご自身でご確認ください。
- お問い合わせは被害者の会事務局まで info@benesse-saiban.com / TEL 03-6272-3320 (平日 10:00-17:00) なるべく e-mailにてお願いします。

以上

委任契約書

依頼者（以下、「甲」という。）と、受任弁護士 松尾 明弘 及び受任弁護士 眞鍋 淳也（以下合わせて、「乙」という。）とは、以下のとおり委任契約を締結する。

第1条（事件の表示と受任の範囲）

甲は乙に対し下記事件（以下、「本件事件」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

① 事件

株式会社ベネッセコーポレーションによる顧客情報流失により生じた損害賠償請求

② 相手方

株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社シンフォーム

③ 請求額

訴え提起時は、金 55,000 円（損害賠償金 5 万円＋弁護士費用金 5,000 円）

その後、訴訟の進行に応じて、請求の拡張を検討するものとする。

④ 委任事項

1. 甲がする一切の行為を代理する権限
2. 調停、訴訟、非訟等法的手続の申立ておよび手続が係属した場合、法的手続に関する一切の件
3. 和解金等相手方から支払われる金員の受領及び各種資料等の受領
4. 復代理人の選任
5. その他、前各項に付随する一切の件

第2条（弁護士報酬、費用等・預り金）

甲及び乙は、本件事件に関する弁護士報酬及び費用につき、以下の金額及び算定方法につき合意した。

報酬金（費用含む）は、以下の通りに定める。

	条 件	報 酬 金
弁護士費用が裁判で認められなかった場合	—	獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）
弁護士費用が裁判で認められた場合	認められた弁護士費用額 > 獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）	認められた弁護士費用額
	認められた弁護士費用額 < 獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）	獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）

なお、報酬金の支払時期は、本件事件の処理が終了したときとする。

第3条（事件処理の中止等）

1. 甲が弁護士報酬または実費等の支払を遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第4条（弁護士報酬の相殺等）

1. 甲が弁護士報酬または費用等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第5条（契約の解除）

乙は、以下のいずれかの事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- ① 甲が、前記の弁護士報酬、費用等を約定どおり支払わず、かつ、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これに応じなかったとき。
- ② 甲が乙に対し虚偽の事実を申告し又は事実を正当な理由なく告げなかったため、乙の事件処理に著しい不都合が生じたとき。

第6条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

本委任契約に基づく事件の処理が、解任、辞任、または継続不能により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて精算を行うこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払を行うものとする。

甲及び乙は、本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を作成する。

平成 年 月 日

甲（依頼者）

住所 〒

氏名

印

電話番号

連絡可能な電話番号（携帯電話等）

メールアドレス

乙（受任弁護士）

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階

松尾千代田法律事務所

電 話 03-5209-0120 FAX 03-5209-0220

弁護士 松尾 明弘

印

〒107-0062

東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階

南青山 M's 法律会計事務所

電 話 03-6459-2113 FAX 03-6459-2114

弁護士 眞鍋 淳也

印

印

訴 訟 委 任 状

私は次の弁護士らを代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁 護 士 松 尾 明 弘 東京弁護士会所属
住 所 〒101-0041
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階
松尾千代田法律事務所
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁 護 士 眞 鍋 淳 也 東京弁護士会所属
住 所 〒107-0062
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階
南青山 M's 法律会計事務所
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

記

1. 事件及び相手方等の表示
裁判所 東京地方裁判所
事件名 損害賠償請求事件
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社シンフォーム
2. 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
3. 反訴の提起、和解、調停、請求の放棄認諾、訴訟参加、訴訟引き受けに基づく訴訟脱退、訴えの変更及び取下げ
4. 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
5. 復代理人の選任、支払請求及び弁済受領、供託及び供託の還付取戻、関係証拠収集
6. その他、上記各項に付随する一切の件

平成 年 月 日

〒

住 所

委任者

印

印

控 訴 委 任 状

私は次の弁護士らを代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁 護 士 松 尾 明 弘 東京弁護士会所属
住 所 〒101-0041
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階
松尾千代田法律事務所
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁 護 士 眞 鍋 淳 也 東京弁護士会所属
住 所 〒107-0062
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階
南青山 M's 法律会計事務所
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

記

1. 事件及び相手方等の表示
裁判所 東京高等裁判所
事件名 損害賠償請求控訴事件
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社シンフォーム
2. 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
3. 反訴の提起、和解、調停、請求の放棄認諾、訴訟参加、訴訟引き受けに基づく訴訟脱退、訴えの変更及び取下げ
4. 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
5. 復代理人の選任、支払請求及び弁済受領、供託及び供託の還付取戻、関係証拠収集
6. その他、上記各項に付随する一切の件

平成 年 月 日

〒

住 所

委任者

印

印

上 告 委 任 状

私は次の弁護士らを上告代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁 護 士 松 尾 明 弘 東京弁護士会所属
住 所 〒101-0041
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階
松尾千代田法律事務所
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁 護 士 眞 鍋 淳 也 東京弁護士会所属
住 所 〒107-0062
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階
南青山 M's 法律会計事務所
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

記

1. 事件及び相手方等の表示
裁判所 最高裁判所
事件名 損害賠償請求上告事件, 損害賠償請求上告受理申立事件
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション, 株式会社ベネッセホールディングス, 株式会社シンフォーム,
2. 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
3. 反訴の提起, 和解, 調停, 請求の放棄認諾, 訴訟参加, 訴訟引き受けに基づく訴訟脱退, 訴えの変更及び取下げ
4. 上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
5. 復代理人の選任, 支払請求及び弁済受領, 供託及び供託の還付取戻, 関係証拠収集
6. その他, 上記各項に付随する一切の件

平成 年 月 日

〒

住 所

委任者

印